

財団法人計算科学振興財団個人情報の開示・訂正・利用停止事務処理要領

第1 趣旨

財団法人計算科学振興財団(以下「財団」という。) 個人情報の保護に関する規程第14条から第19条までの規定による自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出並びに回答についての事務処理は、この要領の定めるところにより行うものとする。

第2 自己の個人情報の開示に係る事務

- 1 自己の個人情報の開示の申出をしようとする者に対しては、個人情報開示申出書(様式第1号)の提出を求めるものとする。
- 2 自己の個人情報の開示の申出に対する諾否の回答は、個人情報開示回答書(様式第2号)により行うものとする。
- 3 1及び2にかかわらず、当該事務は口頭によることができるものとする。
- 4 自己の個人情報の開示に要する経費の処理(写しの作成等に要する費用の徴収等)については、次の(1)から(6)までによる。
 - (1) 費用の徴収時期
個人情報が記録された公文書等の写しの作成及び送付に要する費用は、写しを交付する前に徴収する。
 - (2) 写しの作成に要する費用の額
別表のとおりとする。
 - (3) 写しの送付に要する費用
郵送料に相当する額の切手の提出を求める。
 - (4) 費用徴収を行う機関
財団が費用を徴収する。
 - (5) 写しの作成に要する費用の徴収
写しの交付を行う場合は、財団の職員は、開示申出者から費用を収納した上で、領収書(様式第3号)を開示申出者に交付する。
 - (6) 写しの作成費用の収入科目
写しの作成に要する費用の収入科目は、「(大組)雑収入、(小組)雑収入」とする。

第3 自己の個人情報の訂正に係る事務

- 1 自己の個人情報の訂正の申出をしようとする者に対しては、個人情報訂正申出書(様式第4号)の提出を求めるものとする。
- 2 自己の個人情報の訂正の申出に対する諾否の回答は、個人情報訂正回答書(様式第5号)により行うものとする。

第4 自己の個人情報の利用停止に係る事務

- 1 自己の個人情報の利用停止の申出をしようとする者に対しては、個人情報利用停止申出書(様式第6号)の提出を求めるものとする。
- 2 自己の個人情報の利用停止の申出に対する諾否の回答は、個人情報利用停止回答書(様式第7号)により行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月22日から適用する。

(様式第2号)

個人情報開示申出回答書

計振第 年 月 日
年 月 日

様

財団法人計算科学振興財団理事長 印

年 月 日付で開示の申出のあった個人情報については、次のとおり
開示をする・一部の開示をする・開示をしない こととしたので回答します。

申出に係る個人情報の内容	
個人情報の開示の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
個人情報の開示の場所	
事務担当課	電話 () -
備考	

注1 個人情報の開示の日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課へ御連絡下さい。
2 開示を受ける際には、この回答書を提示し、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示して下さい。

(様式第3号)

領 収 書

様

金 円

但し、個人情報開示に要する費用として上記金額を領収しました。

年 月 日

財団法人計算科学振興財団
理事長

印

[B6横長]

(様式第 4 号)

個人情報訂正申出書

年 月 日

財団法人計算科学振興財団理事長 様

申出者 住所

氏名
電話 () -

財団法人計算科学振興財団個人情報の保護に関する規程第 15 条の規定により、次のとおり個人情報の訂正の申出をします。

申出に係る個人情報の内容	
訂正を求める内容	
※ 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※ 提出年月日等	提出された日 年 月 日 提出を受けた課等 電話 () -

- 注 1 「申出に係る個人情報の内容」の欄は、申出に係る個人情報が特定できるように記入して下さい。
- 2 申出の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出又は提示して下さい。
- 3 申出の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示して下さい。
- 4 ※印のある欄は、記入しないで下さい。

(様式第5号)

個人情報訂正申出回答書

計振第 号
年 月 日

様

財団法人計算科学振興財団理事長 印

年 月 日付で訂正の申出のあった個人情報については、次のとおり
訂正をする・一部の訂正をする・訂正をしない こととしたので回答します。

申出に係る個人情報の内容	
訂正をする個人情報の内容	
事務担当課	電話 () -
備考	

(様式第 6 号)

個人情報利用停止申出書

年 月 日

財団法人計算科学振興財団理事長 様

申出者 住所

氏名
電話 () -

財団法人計算科学振興財団個人情報の保護に関する規程第 16 条の規定により、次のとおり個人情報の利用停止の申出をします。

申出に係る個人情報の内容	
利用停止を求める内容	
※ 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※ 提出年月日等	提出された日 年 月 日 提出を受けた課等 電話 () -

- 注 1 「申出に係る個人情報の内容」の欄は、申出に係る個人情報が特定できるように記入して下さい。
- 2 申出の際には、利用停止を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出又は提示して下さい。
- 3 申出の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示して下さい。
- 4 ※印のある欄は、記入しないで下さい。

(様式第7号)

個人情報利用停止申出回答書

計振第 年 月 日 号

様

財団法人計算科学振興財団理事長 印

年 月 日付で利用停止の申出のあった個人情報については、次のとおり
利用停止する・利用停止をしない こととしたので回答します。

申出に係る個人情報の内容	
利用停止をする個人情報の内容	
事務担当課	電話 () -
備考	

別表

文書等の種別		交付する写し又は複製物	金額	
1	文書	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る）	1枚につき10円（多色刷りにあつては、40円）	
2	電磁的記録	(1) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複製したもの	1巻につき200円
		(2) 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複製したもの	1巻につき120円
		(3) (1) 又は(2) 以外の電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの	1枚につき10円
			イ フロッピーディスクに複製したもの	1枚につき30円
			ウ 光ディスクに複製したもの	1枚につき60円
			エ 光磁気ディスクに複製したもの	1枚につき290円
3	1及び2以外の公文書	文書等の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額	